

《三重県 B A. 5 対策強化宣言》

期間：令和 4 年 8 月 5 日（金）～ 9 月 4 日（日）

対象区域：県内全域

オミクロン株 B A. 5 により、7 月以降感染者数が急激に増加し、8 月 4 日には病床使用率が 50%を超えるなど医療提供体制への負荷が大きくなったため、8 月 5 日に「三重県 B A. 5 対策強化宣言」を発出したしました。その後も感染者数は高止まりの状況であり、病床使用率は 60%を超える日もあるとともに、救急要請が増加し、新型コロナウイルス以外に関する救急要請にも影響が生じるなど医療提供体制は厳しい状況が続いています。

このような中、医療提供体制への負荷を抑えながら、社会経済活動を維持していくため、「三重県 B A. 5 対策強化宣言」の期間を延長し取組を継続することといたしました。

県としても引き続き対策に取り組んでまいりますので、県民の皆様、事業者の皆様におかれましても感染防止対策の徹底をお願いいたします。

医療提供体制のひっ迫を防ぎ、県民の皆様の命を守るためには、高齢者や基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方へ感染を拡げないことが重要です。高齢者等ご本人や同居家族等、身近に接する方にはマスク着用や換気などの対策の徹底をお願いするとともに、直接高齢者等と関わりの無い方におかれても感染が拡がることにより高齢者等の感染につながらないように対策の徹底をお願いいたします。

令和 4 年 8 月 1 9 日

三重県知事 一見勝之

1. 県民の皆様へ

(1) 基本的な感染防止対策の再徹底【特措法¹第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- マスク着用、手指消毒など場面に応じた適切な感染防止対策
- 換気の徹底（エアコン使用時も適宜換気を行うなど）
- 家庭内も含め高齢者等と会う際はマスク着用などの対策

(2) ワクチン接種機会の活用

- 若年層を含む未接種の方の 3 回目までの接種、高齢者等の 4 回目接種について接種機会の積極的な活用

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

- 特に高齢者等と同居している方、帰省等で高齢者等と会う予定がある方は早期のワクチン接種を検討

(3) 検査の活用

- 以下の場合に検査を活用
(無症状の方を対象とした県の無料検査事業も活用)
 - ・帰省等で普段会わない高齢者等と会う場合
 - ・高齢者施設の利用者について、普段会わない家族等と会う場合
 - ・旅行やイベント、大人数での会食等を行う場合

(4) 感染リスクの高い行動への対策【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 高齢者や基礎疾患をお持ちの方やその同居家族については、「三つの密」に当てはまる場所を避けるなど感染リスクに注意して行動
併せて、若い世代も含めすべての世代においても同様に注意し行動

(5) 会食時の対策

- 「マスク会食」「黙食」の徹底【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- 換気等の対策が徹底されている「あんしん みえリア」認証店を利用

(6) 医療機関の適切な受診【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 検査・診断目的での救急外来や救急車の利用は控え、真に必要な場合(※)にのみ利用
※高熱が続く、水分が摂れない、ひどく息苦しい、呼吸困難、意識障害など
- 症状が軽く重症化リスクが低い方は、診療・検査医療機関を受診する代わりに、「三重県検査キット配布・陽性者登録センター」が配布する抗原定性検査キットを活用し、陽性の登録

2 事業者の皆様へ

(1) 人が集まる場所における感染防止対策の徹底

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 効果的な換気の徹底
- 手指消毒設備の設置
- 発熱者等の入場禁止
- 従業員への検査の勧奨
- 入場者の整理や誘導
- 入場者のマスクの着用等の周知

(2) 感染症に対応した事業継続の取組

- 在宅勤務（テレワーク）等を推進
- 体調不良の従業員の早期帰宅や受診勧奨、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくり
- 療養者の増加により事業活動が低下しないよう、事業継続計画等を活用した対応

(3) 高齢者施設、学校・保育所等における対策

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 従事者の基本的な感染防止対策を改めて徹底
- 対象施設において社会的検査を積極的に活用
- 高齢者施設での面会時の事前検査やオンラインでの面会実施

(4) 飲食店における対策

- 飲食時以外のマスク着用や手指消毒の積極的な呼びかけ
- 十分な換気や座席の間隔の確保又はパーティションの設置等
- 換気等の対策の状況を利用者に伝えるための表示

(5) イベントにおける対策

- 大規模なイベントにおいては、十分な人と人との間隔を確保するための対策
- 必要に応じて参加者への事前検査等の勧奨
- 感染防止安全計画又はチェックリストを作成し対策を徹底

その他、基本的な感染防止対策については「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 1.6」もご確認ください。

3 県の取組

県民の皆様の命を守るため、「みえコロナガード」に基づき実施する主な対策は次のとおりです。

(1) 幅広い検査の実施

- ・高齢者施設、障害福祉施設、小学校、保育所等の従事者に対する社会的検査（9月末まで）

※高齢者施設における社会的検査の頻度について、隔週から毎週に充実

- ・感染の不安がある方等への無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）（8月末まで 更に延長を検討）
- ・診療・検査医療機関の負担軽減のため外部資源も活用し、受診する代わりに有症状者への抗原定性検査キットの配布、陽性者の登録等を行う「三重県検査キット配布・陽性者登録センター」を設置（8月10日から運用）

※従事者が発症した際に迅速に検査できるよう、希望する入所系の高齢者施設に対し抗原定性検査キットを事前配布

(2) ワクチン接種機会の提供

- ・県営集団接種会場の日程を追加
 - 9月3日（土） 四日市大学（四日市市）
 - 9月10日（土） 県伊勢庁舎（伊勢市）
 - 9月17日（土） ツッキードーム（津市）
- ・武田社ワクチン（ノババックス）接種を実施（8月25日～9月22日までの毎週木曜日）
- ・**4回目接種について、接種対象の拡大を国に対し要望**

(3) 医療提供体制の確保

- ・緊急的な病床確保（即応病床数 567床のうち重症者用病床 52床）
- ・臨時応急処置施設（津市・プラザ洞津）（8月4日～）
- ・後方支援病院 48病院、介護老人保健施設 49施設において新型コロナウイルス感染症の回復患者の受入体制を確保
- ・宿泊療養施設（4施設 496室）の運用

(4) 高齢者施設等での感染拡大防止・医療支援の強化

- ・ 高齢者施設等において陽性者が発生した場合の専用相談窓口
(6月13日～)
- ・ 陽性者発生施設へ派遣する感染制御チームの体制強化
(支援可能な専門家34名登録、最大3チームを同時派遣)
(7月13日～)
- ・ 医療を必要とする施設内療養者への医療提供体制を構築
(7月14日～)

- ・ 定員が多く大規模感染につながる懸念される高齢者施設
に対し、重点的に検査を強く推奨
83施設を訪問、299施設に電話・文書による依頼
(～8月5日)

(5) 保健所への応援

- ・ 応援職員リスト(約350名)による保健所への迅速な応援を
継続
- ・ 外部人材を活用(8月18日時点:59名 更に増員予定)